



アダム・ミュラーの自由論と世代間倫理

著者	原田 哲史
雑誌名	経済学論究
巻	67
号	1
ページ	155-186
発行年	2013-06-10
URL	http://hdl.handle.net/10236/11303

アダム・ミュラーの自由論と世代間倫理*

Adam Müller's Concept of Freedom and Intergenerational Ethics

原 田 哲 史

Adam Müller (1779-1829), one of the leading economic thinkers in German Romanticism, insisted on the sustaining of agrarian communities headed by noblemen and urban communities organized by guildsmen. His main intentions were to prevent German speaking countries from the negative influence of the French Revolution and the Industrial Revolution and to maintain intergenerational ethics. This idea of Müller provides us with meaningful suggestions to solve contemporary intergenerational problems.

Tetsushi Harada

JEL : B15, B19, B31

キーワード：アダム・ミュラー、ドイツ・ロマン主義、世代間倫理

Keywords : Adam Müller, German Romanticism, Deutsche Romantik,
intergenerational ethics, Generationenethik

はじめに

一般には保守の側に対して革新勢力が言論の自由を訴えるものだと考えられるから、伝統継承を志向するドイツ・ロマン主義の経済思想家アダム・ミュラー（1779～1829年）¹⁾が言論の自由を説いたことは、奇妙に思われるかもしれない²⁾。1810年、故郷ベルリンにいた彼は著書『国王フリードリヒ2世と、プロイセン国家の性質・尊厳・使命について』（同年の連続講演を出版した

* 本研究は JSPS 科研費 22320023 と JSPS 科研費 23243036 の助成を受けたものです。

1) ドイツ・ロマン主義のもうひとりの代表的な経済思想家フランツ・フォン・バーダー（1765～1841年）については、木村 2007 参照。

2) ミュラーは分権主義の見地からフリードリヒ2世の啓蒙専制に——王の死後にはあるが——異をととなえ、また進行中の「上から」のプロイセン改革をも批判した。そのような彼の思想は、

もの)で次のように述べて、言論・出版の自由を主張している。「主権者、大臣ないし統治者」が統治「能力」を「天賦の才能 Genie」として身に着けていることもありうるが、それほどの才能は稀であるし、また稀有な才能をもつ為政者でさえ、そのままでは「それが有効になりうる見地にまで」至るのは困難だから、「身分議會制度 Ständeverfassung、出版の自由 Preßfreiheit および公共の意見 öffentliche Meinung によって彼〔為政者〕に道筋が拓かれねば」ならない。ましてや「天賦の才能」を充分にもたない為政者は、より一層それらによって「教育され、教化される」べきである。ミュラーによれば統治能力とは「国民の全体性を、すなわち国民の現在と未来を […] しっかりと視野に収めていること」³⁾であるが、為政者はそうあるためには、自由に発表された意見から示唆・教示を受けることが必要不可欠なのである。

ミュラーとその周辺をめぐる出来事に目を向けると、言論の自由が抑圧されていた状況を知ることができる。彼の種々の論稿が掲載された親友ハインリヒ・フォン・クライスト (1777~1811 年) の『ベルリント刊』(1810 年 10 月~1811 年 3 月) は⁴⁾、論評のみならず地域の様々な情報を知らしめることを企図していたので、発刊当初は警視總監自ら放火殺人事件について報告記事を書くほどであったけれども、ほどなく当局による同紙への検閲が強められた。その原因のひとつはプロイセン改革 (1807~21 年) へのミュラーの批判的論説であった⁵⁾。『ベルリント刊』は検閲の強化とともに内容が薄くなっていき、

絶対主義に反対する「改革的保守主義」(Langner 1988, S. 83) と呼ぶことができる。この A. ランクナーのテーゼは原田 2002、136 頁において紹介しておいた。

- 3) Müller 1810b, S. 240. なお「身分議會制度 Ständeverfassung」は原語からすれば「身分制度」とも訳しうるが、直後で「議會 Parliament」とも言い換えられていることから、「身分議會制度」と訳した。また „öffentliche Meinung“ は「公共の意見」と訳したが、「世論」とすることも可能である。なお、この書でのミュラーの議論がフリードリヒ 2 世批判であることや、彼の二院制議會論などについては、原田 2002、第 4 章、参照。なお、引用文中の [] は原田による。以下も同じ。
- 4) 『ベルリント刊』でミュラーが執筆した——またはそう見なされる——論説・断片は、合計 14 篇ある。Vgl. Harada 2004, S. 145-146. 「ベルリンでの最初の新聞」である同紙については、クライスト研究者 H. ゼムプトナーによる復刻版への「あとがき」を参照、vgl. Sembdner 1982, S. 1.
- 5) ゼムプトナーはそれ以外に、ポルトガルでのフランスの敗北についての報道と、同紙が惹起したとされた劇場スキャンダルとを挙げている。Vgl. Sembdner 1982, S. 1-2. また福迫 1978、440-443 頁参照。

読者が離れていくなかで深刻な財政難にも陥って、1811年3月末日をもって廃刊へと至ったから⁶⁾、ミュラーは苦渋の思いであったにちがいない。それどころか彼は同年、改革を主導する首相ハルデンベルク（1750～1822年）によって任官の希望が悪用されて、スパイとしての登用に見せかけた事実上のウィーンへの追放という憂き目にあう⁷⁾。

『ベルリント刊』でのミュラーの論稿「クリスティアン・ヤーコブ・クラウスについて」（1810年10月）で彼は、プロイセン改革へのアダム・スミス経済思想の導入者 C.J. クラウス（1753～1807年）に対して⁸⁾、「愚鈍で不毛な頭」によって「ドグマ化・固定化されてしまったアダム・スミス」⁹⁾を示した学者として酷評している。たしかに、クラウスはフリードリヒ2世（1712～1786年）の絹産業育成政策を例に「国家による工場制度の促進」をポジティブに描き、「外国の製造業者に対してはとくに警戒すること」¹⁰⁾を説いており、もとのスミス思想にはない「上から」の重商主義的な産業主義が見られるから、ミュラーの言う本来「偉大な人物」であるはずのスミスに「クラウ斯的加工」¹¹⁾つまり改悪がなされてしまった、という主張もうなずける。ミュラーはそれでもってクラウス派 J.G. ホフマンの新設ベルリン大学への招聘に異をとなえていた¹²⁾。加えて彼は、同紙に記事「国民的信用について」（1810年11月）を書いて、改革の資金調達に「信用」が使われようとしているが、「近年の刹那の衝動」に逍遙される政府には過去から未来へと約束を守っていく信頼が寄せられないので、それはイギリスの「国民的信用」¹³⁾のようにはならない、

6) Vgl. Sembdner 1982, S. 305-306; 福迫 1978, 443-444 頁; 佐藤 1994, 747-748 頁参照。

7) 原田 2002, 9-11 頁参照。このウィーン行きは、後にミュラーがオーストリアで活躍するきっかけとなったとはいえ、もともと彼が発起してのことではなかった。彼はすでに反ナポレオン主義者として知られていたから、到着早々ウィーンのパトリアル局によって不穏分子として厳しく監視され、居心地は最悪であった。前年マリー・ルイーゼ（最後の神聖ローマ皇帝フランツ2世の娘）がナポレオンと結婚した直後の親ナポレオン期のウィーンでは、彼がそうした境遇に置かれることは当然予想された。

8) 原田 2009 年, 37-38 頁参照。

9) Müller 1810a, S. 43-44.

10) Vgl. Kraus 1810-11, S. 234, 236-237.

11) Müller 1810a, S. 44.

12) Vgl. Treue 1951, S. 121, 127-129.

13) Müller 1810c, S. 160.

と主張している。

このように、ミュラーが言論・出版の自由を提唱した背景には、彼自身によるプロイセン改革批判という現実の主張があった。では、その主張は彼のどのような思想によるものであったか。また、クラウスのスミス解釈が拒否されるべきであるなら、スミスを「偉大な人物」と賞賛するミュラー自身のスミス解釈はどうだったのか。こうした問題意識をいだきつつ、彼の著書『国家学綱要』(1809 年)を中心に、競合する諸「自由」の均衡という構想とそこに見られる世代間倫理の思想とについて、以下、考察していきたい。

1. モンテスキューとスミス、そしてローマ的所有とフランス革命・プロイセン改革の問題

ミュラーは全 36 講からなる『国家学綱要』(1808～09 年の連続講演を出版したもの)の第 3 講「効用と法は概念としては互いに相容れないが、理念的に認識されるや否や和解するということ」において、「2 人の偉大な著述家」モンテスキューとスミスを取り上げている。ミュラーによれば、両者はそれぞれ「権力の分立」と「労働の分割」を軸に、政治・経済における諸要素の競合とそれによる均衡の形成という構想を示している点で、高く評価されるべきである。しかし、両者とも、一定の時代に外延的に広がった「同時代人たち *Zeitgenossen*」の関係を理解し説明することはできても、一定の空間において複数の世代にまたがった「持続性 *Dauerhaftigkeit*」をもつ「同空間人たち *Raumgenossen*」(I, 58-60)¹⁴⁾の関係を理解するのに乏しいのである。

政治において深刻な出来事は、領民を率いて共同体的に農業を営んできた貴族から旧来の土地所有権が失われたフランス革命であり、そこでは「一世代すなわち現在世代が、完全にかつ全面的にすべての過去の諸世代すなわちすべての同空間人たちに背くことになった」(I, 61)。このフランス革命における持続性廃棄という問題を逸早く指摘したのがイギリスのエドモンド・バーク(1729～97 年)であった。「フランス革命の勃発直後にこのように精神面でのインド

14) Müller 1809 に関しては、略して本文中に単に „I, 58-60“ のように記す (以下も同じ)。

の発見〔画期的な発見〕をなしとげて、それを通じて政治的諸理論のなかに生命・理念・躍動をもたらし、政治的諸理論の歴史においてアダム・スミスとモンテスキューを結び合わせる、より高度な媒介者となった最初の政治家・国家学者がパークであった」(I, 61)とミュラーは主張する。

パークは『フランス革命についての省察』(1790年)でフランス革命の破壊的性格を批判し、国家とは「あらゆる学門・あらゆる技芸・あらゆる徳性・あらゆる完成における結び付きである。[...]それは、生きている人たちの間のみでの結び付きではなくて、生きている人たち・死んだ人たち・生まれてくる人たちの間での結び付きということになる」¹⁵⁾と述べている。ミュラーはギムナジウム時代から親交のあったパーク『省察』の翻訳者F. ゲンツ(1764～1832年)から影響を受けて¹⁶⁾、近代化の行き過ぎをパークの保守主義——「近代社会が存続するためには」その「抽象的諸原理の非現実性」に「過去の遺産」¹⁷⁾を対置すべきとする現実主義——でもって是正・緩和することを企図した。『国家学綱要』第3講のタイトルで「効用と法」は「理念的に認識され

15) Burke 1790, p. 143-144; Gentz 訳, 1. Theil, S. 151; 水田訳, 167頁(ただし訳語は適宜変えてある。以下も同じ)。「結び付き」はパークの原語では“partnership”であるが、ゲンツのドイツ語訳では„Gemeinschaft“となっている。

16) 原田 2002, 1-3頁参照。

17) 水田 1969, 34頁。この水田洋の1969年の論文「イギリス保守主義の意義」での言は、近代の保守思想を理解するうえで非常に重要な捉え方を先駆的に示していると思われるし、それゆえ筆者も『アダム・ミュラー研究』でミュラーの分析のための視角として用いたのであり(原田 2002, とりわけその第3章, 113頁)、それとともにミュラーの経済思想における特有の自由主義を明らかにした。確認のため、水田のそれを前後も合わせてここに引用しておきたい。「パークが、政治的な側面からの、資本主義社会の最初の批判者の一人であったとすれば、マルサスは、経済的な側面からの、最初の批判者の一人であった。ともに保守的ではあったが、近代社会の現実に目をおおって盲目的にそれをしりぞけたのではなく、近代社会の抽象的諸原理の非現実性に注目し、近代社会が存続するためには、むしろ過去の遺産によってささえられなければならないことを強調したのであった。その意味でかれらは、現実的であり歴史的であったといえよう。かれらは、ブルジョア社会を、原理的に批判すると同時に、その過去への依存を立証することによって、あたらしい批判に手がかりをあたえたのである。」まとめると、この水田のテーゼは、パークとマルサスを単なる保守反動の近代忌避者として捉えるのではなく、「近代社会の存続」の側に立ちながらもその「抽象的諸原理の非現実性」の是正・緩和のために「過去の遺産」をクローズアップした思想家として、しかも「あたらしい批判」への「手がかり」をもたらした思想家として捉えるべきである、というものである。

さて、近年の中澤信彦のパークとマルサスの研究『イギリス保守主義の政治経済学——パーク

るや否や和解する」とされているのは、パークの世代間持続の観点でもって経済学（スミス）と法・政治学（モンテスキュー）を再構成することにより包括的な国家の構想が可能となるというミュラーの志向が表現されている。

第 7 講「どのように複数の派が裁判官に、契約が法律に、自由が法・権利に關係するのか」では、スミスの名を挙げつつ「国家が必要とするのは、1) すべての個々人の最高の自由であり、2) 最高の競争心であり、自由と自由との最も活発な対抗 Streit である。[...] 製造品については、たった一度だけでもアダム・スミスの著書に一瞥でも動じたことがあるなら、誰でもそのことがわかるのである。しかし、最高の法律もまた自由と対自由の最も活発な対抗から

とマルサス』(中澤 2009) はこれと同様の観点によるものであり、そうした研究の深化・進展として注目に値するのであるが、下記のような点でいかがなものかと思われる。

中澤は「パークもマルサスも近代社会としての商業社会（あるいは文明社会）を政治経済学的な思考に基づいて擁護し保守しようとした」（中澤 2009、7 頁）と言い、また「通説的理解」に対する中澤自身の見地として、「啓蒙思想への「反動」としてではなくその「末子」あるいは「ヴァリエーション」として近代保守主義の成立を捉えたいわけである。そのような分析視角を採用して初めて、単なる保守反動から区別された近代思想としての保守主義が経済的自由主義や漸進的改革主義を自身のうちに含みうるゆえんを説明できるように思われるからである」（中澤 2009、序章の注 6、後付け 1 頁。その他 244 頁参照）と述べている。これは内容的に明らかに上記の水田の見地と一致する。別の表現を用いての言い換え・敷衍と言ってもよいのではなからうか。しかし、そうした箇所では中澤は水田のそのテーゼを示していないのである。ちなみに、中澤 2009 の別の箇所では水田のその論文（水田 1976 での再録）に触れてはいるが、上掲の水田のテーゼとは直接関係のない——テーゼそのものを示すわけではない——別の部分が引用されているにすぎない（中澤 2009、4 頁、注 7、および 37 頁、注 14、38 頁、注 19）。

それ以外にも、中澤 2009 のもうひとつのモチーフである、第 10 章の「存在の連鎖」論に関しては、生越利昭が同書への書評のなかで、「著者の恩師の佐藤光氏が 2004 年に『柳田国男の政治経済学』（世界思想社）という書物を著し、この問題に直接向き合っている」にもかかわらず「本書がこの書に何も触れていないのは不思議」（生越 2009、52 頁）と指摘している。上の場合と同じく、中澤 2009 には佐藤光に触れているところもあるが（中澤 2009、第 9 章の注 28、後付け 53 頁）、それと佐藤の別の本を挙げている。

筆者は社会思想史学会第 34 回大会（2009 年 10 月 31 日、神戸大学）のセッション「自由主義思想の射程」（中澤 2009 の合評会）において上記の点に関して本人に問うたが、その場で十分な回答が得られなかったし、その後も説明を受けていない。近代思想の意義を十分に理解しつつ近代保守思想の意味を掘り起こす作業は、さほど多くもないその研究者が、過去にどこまでの研究蓄積があるのかを正確に見定め、かつ相互にどれだけの成果を上げたかを認め合いつつ連携する必要があるのであって、中澤 2009 のそうした叙述の仕方はその成果にもかかわらず残念である。

生れ出るということは、多くの人々を、まだそれほど完全には納得させていないようだ」(I, 134)¹⁸⁾と述べている。社会・国家のあらゆる場面で個々の人間・集団が相手方に対抗するなかで、しかも「自由と対自由」として「両派の均衡」が成立する「公正さ *Gerechtigkeit*」(I, 135-136)が保たれるなかで、理想的な経済・法・政治関係が形成されることが言われている。漠然としてではあるが、ここにおいてモンテスキューの三権分立論とスミスの「自然的自由のシステム」を合わせて¹⁹⁾、「自由」同士の競合を通じての理想的な国家総体の形成という志向を見ることができる。その際も、「公正さ」の内実として「現在世代 *gegenwärtige Generation*」と「不在世代 *abwesende Generation*」のいずれもが自由を行使できることが言われ、なかでも「不在世代」——「過去の世代と来たる世代」とも言い換えられている——の自由がないがしろにされてはならないことが強調されている。「自由の真の叫びは、死者たちを呼び覚ますものでなければならないし、それが響き渡るなら、生まれ来る者たちが暗い胎内にいながらも心躍らせるようなものでなければならない」(I, 152-153)

さて、上に見た第3講でのミュラーのフランス革命把握を理解するためには、とくに第13講「ローマ的立法の精神」と第14講「封建主義の本質について」を見ておく必要がある。

ミュラーによれば、古代において社会・国家の形成原理として3つの「立法 *Gesetzgebung*」があった。第1に、自ら選民であることを自覚した敬虔なユダヤ人たちがモーセを中心に家族的な紐帯を重んじて結束し続ける「ユダヤ的立法」であり(第11講)、第2に、民族的な紐帯や倫理意識はあるとしても選民意識や定まった立法者はなく——そのつど「公的生活を優先させ、家族的なものをそれより下位に置く」立法者が現れて——「全体の最高の権力のもて

18) „Streit“を原田2002では「抗争」と訳したが、ここでは「対抗」とした。「抗争」は極めて鋭い対立をイメージさせることがあるが、ミュラーの言うそれは競合しながらも調和する性質のものであるから、より穏当な表現がふさわしいと考えるからである。なお引用文中の圏点は原著者による強調である。以下も同じ。

19) モンテスキューの三権分立論について、cf. Montesquieu 1748, p. 396-407, 野田・稲本他訳、上、291-308頁。スミスの「自然的自由のシステム」については、cf. Smith 1776, p. 687, 水田・杉山訳(三)、339頁。

個々人の最高の自由」(I, 236) を実現しようとする「ギリシャ的立法」であり(第 12 講)、第 3 には、軍事的精神と恣意的専制君主によって「物的な占有の主張と拡張」(I, 250) を優先して世界支配を行ったローマ人たちの「ローマ的立法」(第 13 講) である。第 12 講では、3 つのなかでもユダヤ的立法の「君主制的理念」(国家の安定性を保証するが停滞しやすい) とギリシャ的立法の「共和制的理念」(国家を躍動的にするが不安定になりやすい) が「相互に補完し合う」ことが国家運営において必要であることが説かれ²⁰⁾、またユダヤ的立法から選民意識を除き「普遍化している」(I, 240) キリスト教は政治的な選民性のないギリシャ的立法に近いものであることが言われている。

第 13 講でとくに問題とされるのは、ローマ的立法なかでもそのネガティブな側面の危険性である。

ミュラーは、ユダヤ的立法とギリシャ的立法のバランスがとくに重要だとしながらも、ローマ的立法にもそれなりの重要性があることを認める。ギリシャ的立法が「国法」を担うのに向いており、ユダヤ的立法が「私法」のうちの「人格的部分」を担うのに向いているように、ローマ的立法も「私法」の「物財的部分」(I, 253) を担うにふさわしいので、その限りでは意味があるのである。しかしながら、ローマ的立法の場合は、ユダヤ的立法のように家族的な結び付きや永劫の「見えない」神への観念や「すべての民衆の心の中にある」主権者といったものがなく、「ローマ人たちの紐帯は世俗的な所有物であり、そこにある刹那的な *augenblicklich* 力を共に地上で拡張していくことだった」(I, 250-251) から、そうした所有物・所有地の増大・拡大は精神的な信頼や信仰に支えられることなく、「暴力的な諸部門が人為的にあてがわれること」によってなされた。それは「美しい感情」の「人格的な関係」なしに、「手荒なタイプのもの、すなわち特定の国法的な組織や官僚などにおいて、つまり元老院・平民会・護民官の名において、民衆の前に書きなぐられる」ことによって実現

20) この観点が、君主制と共和制を合わせた政体というミュラーの主張と重なる。彼は『国家学綱要』第 19 講「国法についておよび貴族について」で言う。「我々の時代の経験が教えたのは、絶対的な共和制形態も絶対的な君主制形態も不可能だということであり、良い体制であるなら共和主義と君主主義の両方が等しく必要不可欠の要素としてあるということである」(I, 180)。

されていった。

しかも「こうしたローマ的立法の基本的な特徴は諸時代の全経過を通じて残っている」(I, 251) のであって、歴史を経てミュラーの時代にまで及んでいるのである。彼は一方で、「中世の特定の時期には、人格や政治的結合の見えない部分を極度に際立たせようとするがために教会法やレーエン法が過度になっていた状況に対して、ローマ法が——アマルフィとボローニャから新たにヨーロッパに入ってきて商業と産業の覚醒精神へと貢献することによって——治癒的な対重となりえたことを、私は否定するつもりはない」(I, 252-253) と譲歩する。しかし他方、ミュラーの時代には逆に、ローマ的立法の観念が普及し過ぎて、もはや「なんら神秘の痕跡などなく、それどころか極めて利那的で墮落した偏愛、すなわち、あらゆる世俗的なもの・物財的なもの・計算に従わせるものへの偏愛が見られるのである」(I, 253)。

「アレクサンドリアのギリシャ人がすでにスローガンにしていたのと同様の、啓蒙と人道という一面的な文化は [...] 物的な力を呼び起こし、おびき寄せる」(I, 246-247) のであり、それとともにローマ的立法の「絶対的で排他的な私的所有の思想」が蔓延して、国民全体から精神的な理念や宗教心が失われる。そうすると、家族においても所有物の増大に有利な男性の「父権の・夫の暴力」が優勢となってしまう、「愛や信頼という見えない精神」(I, 255) が消失してしまう事態が生ずることになる²¹⁾。ここでの「物的な力」を呼ぶ「啓蒙と人道」について補足するなら、プロイセン人ミュラーにとって、とりわけフリードリヒ 2 世 (在位 1740～86 年) が「自由の理念、啓蒙と人道の理念」を掲げつつも実は「独裁と無条件の権力というローマ的な思想によって」(I, 329) 国家全体を上意下達の「機械」として「暴力」的に支配し、領土の拡張と収入・生産の増大という「算術的増大」(I, 330-331) のみ追求したことを意

21) ミュラーは『国家学綱要』第 5 講において、「男性の力は——その側においては——より多く利那 Augenblick に向けられるのであるが、同じ形で衰えることなく持続 Dauer を指向している女性の影響によってバランスがとられた。というのも、やはり雌という性は全体として継続 Fortdauer のために存在するからである」(I, 104) として、利那の利益を求める男性が世代間継承的な女性によって制御されるべきことを説いている。本稿「むすび」の b 参照。

味している（第 16 講）。

第 14 講においては、ローマの立法のネガティブな側面がフランス革命において極限まで推し進められたことが言われる。フランス革命の勃発は王党派が「死んだ法律」（I, 265）に基づいて硬直した支配を行ったことにも原因はあった。しかしそれよりも、「新しい人々の党派」が「1）まさに無条件的・絶対的・排他的な私的所有——すなわちローマ的な所有——を無条件で神格化するなかで、また 2）純粋な収入の増大に無条件で邁進するなかで [...] 共同体の感情を破壊し」、これまでの法的制限すべてに対して「封建主義という共通した名前でもってレッテルを貼り」もはや「レーエン制度」（I, 267-269）のすべてを拒絶してしまったことの方が、より深刻な問題なのである。

レーエン制度の本質は「用益権のみがあって、無条件の占有はない」ことである。それはかつて土地を勝ち得た「最高位のレーエン主、言い換えるなら、軍事指導者」がその部下に「さらなる戦争における結束を条件とし、また、なすべき人格的な奉仕にまっ先に召集されてよいとした」身を賭した覚悟と信頼に基づいて土地を貸与し、それを代々続けてきた関係であるから、単なる「死んだ」物的な利益関係ではなく、「生きている」人間同士の「強い人格的な結び付き」（I, 269-270）なのである。そこには領主の側にも飢饉・災害などの非常時に農民を庇護する義務があるので、上下関係とはいえ双務的でもあった²²⁾。それを一世代での数量的・計算的な利潤獲得のために売りさばける単なる物的な所有関係に転換することなど——ミューラーによれば——してはならないのである。にもかかわらず、それを革命最盛期での封建的特権の無償廃止などを通じて劇的になしとげたのがフランス革命であった²³⁾。

それに似た事態は、形を変えてであるが、まさにプロイセンでも進行しつつあった。1807 年にはプロイセン改革の嚆矢とも言うべき十月勅令でもって領主の農民への権利のうちのいくつか（婚姻許可権、市民的職業への就業許可権など）が廃止されて、「農民解放」がうたわれた。しかし、まだ賦役・貢租の義務は残り、耕作地の所有権も領主に留まっていたので、それらをどのように

22) 村上 1979、65-66 頁参照。

23) 河野 1989、385-386 頁；原田 2002、10-11 頁参照。

扱うかが論議的になっていた。レーエン制度を完全に消滅させて領主・農民双方の義務をなくして自由な土地売買や賃労働関係のみで農業が営まれる状況への移行させようとする趨勢に対して、ミュラーやF.L.v.d. マルヴィッツらは危惧を表明していた²⁴⁾。本稿の冒頭で紹介したように、彼が1810年に『ベルリント刊』でプロイセン改革に異議を唱えたのには、このような背景があったのである。

最終的には1811年の調整令によって、農民は保有地の二分の一（非世襲賃借だった場合）ないし三分の一（世襲賃借だった場合）を代償として領主に納めることにより所有権を得るとともに賦役・貢租からも解放されることになるが、それによって豊かになったわけではないし、生活が不安定になった。割譲による耕作地の縮小のためはや自立した経営が不可能となった多数の農民は没落し——かといって従来の領主からの庇護も失っているので——旧領主の下で日雇い賃労働者として働かざるをえなくなった。あるいは土地を担保に借金をしなければならなかった。その意味では、プロイセンの農民は、封建的特権の無償廃止によって耕作地の所有権を得たフランスの農民よりも過酷に貨幣経済・賃労働関係に投げ込まれることになったのである。他方、旧領主は割譲で得た土地をこれまでの直営地と合わせて大規模な土地を経営することのできる——しかも農民庇護の義務を負わず農業労働者をいつでも解雇できる——資本主義的な農業経営者に転換・上昇していった²⁵⁾。

ミュラーは、1812年にF.シュレーゲル編の『ドイツの博物館』に発表した「農業書簡」において、新たな農業を「商業的農業」と呼び、そこでは「封建制の廃止」が「それに対応する貨幣権力の樹立」とともになしとげられて、「ローマ法的な義務すなわち奴隷制」、「恐るべき、解消しえない借金システム」²⁶⁾が生起すると述べている。ミュラーは領主・農民関係の維持を主張する保守主義者ではあったが、貴族すなわち領主（旧領主）の金銭的な利益極大化の方向には与しなかったのであり、精神的な絆を含む双務的な関係を核心と見なした伝

24) 末川 1996、109-115 頁参照。

25) Vgl. Klein 1965, S. 148-165; 末川 1996、116-126 頁。

26) Müller 1812, S. 139, 183-185. 原田 2002、第 5 章参照。

統的なそれを継承しようとしたのである²⁷⁾。

2. 中世における貴族と市民の均衡、そしてマニファクチュアの生産の問題

『国家学綱要』の第 16 講「中世における市民的・都市的な法規の性質について」では、社会経済を構成する 3 つの集団——ミューラーにあっては 3 つの「身分」——との関連で彼の自由論が展開されている。

ミューラーは、自分は中世を賛美するとはいえ「その [中世の] 諸時代の社会状態が唯一望ましいものだ」とか、「国家学の課題全体が中世の状態に回帰すべきだ」とか主張するつもりは毛頭なく、「政治生活全体の諸要素 Elemente が、言うならば中世に見出されるからである」(I, 307) と言う。中世はその「諸要素」を正しく有していたとはいえ、まだ「知性によって、学問によって支えられていなかった」。だから、その「諸要素」を見定めたうえで、それを保持し高めて将来を展望すべきだ、と彼は考えるのである。その「諸要素」とは、「自由の 3 つの大いなる基本的形姿」(I, 319) としての 3 身分、すなわち第 1 身分として聖職者、第 2 身分としての貴族 (あるいは貴族を中心とした農業従事者の全体)、第 3 身分としての市民である。そのうち貴族身分と市民身分についてはこう書かれている。

「[1] 土地所有者 [貴族身分] はすべての幸運において四季に依存し、直接的に自然に従属しており、そのため様々な国民的な繋がり の存続と結び付いている。土地所有者は、国民的な繋がりのある周辺地域から自分の占有物を引き離すことができないからである。[...] [2] 動的なもの と貨幣との所有者 [市民身分] は、生活におけるすべての幸運が自分の勤勉に

27) ちなみに、旧来の領主・農民関係の継承を説くミューラーの見地は世代間倫理の観点からたしかに興味深いものであるが、他方、保護を受けなくてもよいので賦役その他の義務から解放されたいと思えるような農民の自由 (例えば、旧領主の下での賃労働者化は困るか独立自営の農民でありたいといったそれ) はミューラーにおいてどのように捉えられているのか。こうした問題への曖昧さがミューラーの弱点ではないかと思われる。ただし、筆者によるミューラーの農業論の解明もまだ充分ではなく——晩年のミューラーが取り組んだ農業家 A.L.W.v. アルバートの議論などについての検討が残されており (原田 2002, 19、24、173 頁、参照) ——なお検討の余地がある。

よるものであるという錯覚に、非常に容易に陥りうる。したがって、動的なものや貨幣との所有者はより以上に「貴族身分よりも」独立性に向かうことになり、刹那 Augenblick の非国民的誘惑に従うことになり、また豊かな現在のために過去と未来を忘れてしまうことになる。[...] 両階級は互いに不可欠なのであり、互いに無限に継続して支え合わなければならず、あるときは交互に抑制し、あるときは交互に共通の歩みを早めなければならない。簡単に言えば、一方が他方から切り離されれば両者とも無 Nichts であるが、一緒になれば全体 alles である。[...] / [...] 持続 Dauer も躍動 Bewegung も、つまり永久なるものも一時的なものも！ 私たちは、国家を形成するために両方の理念を必要とするのであり、自然が設定した「両者の」対立・対抗からのみ我々は平穏 Frieden というものを作り出すことができる。」(I, 303-304)²⁸⁾。

「土地所有者」としての貴族身分は、農業のため土地という自然と強く結び付いているのでそこを離れることができない。またその土地と周辺地域は歴史的に培われた様々な共同体的な制度・慣習や文化を有しており、しかもそれは国民全体としての国家形成の基盤となるものであるから、貴族身分は国家それ自体の存続・持続を担う存在なのである。他方、「動的なものや貨幣との所有者」としての市民身分は、富の増大を求めて勤勉に商工業を営むとき土地・地域を離れていく傾向をもつので、国家の安定に貢献するどころか、国家の「持続」を無視してその時点での——すなわち「刹那」「現在」での——豊かさに惑溺する「刹那の非国民的誘惑に従うこと」に陥りやすい。すなわち、「豊かな現在のために過去と未来を忘れてしまう」傾向をもつ。しかし、その不安定性が過度にならない限りでは、「躍動」でもって富裕をもたらす点で国家総体に大きく貢献するのであって、その存在意義は看過できない。貴族身分だけなら停滞の可能性があるからである。均衡が崩れれば両者いずれもそのネガティブな側面が際立ってしまうので、それぞれ他方からの対重がなければ存在意味がないほどである。そうした両身分がつねに均衡を保っていたのがまさに中世

28) 原田 2002 では „Bewegung“ を「運動」と訳したが、ここでは、単なる物理的な意味合いを表すこともあるその訳語をやめて、「躍動」とした。

であったし、それを将来においても保持すべきである。以上のようにミュラーは主張しているのである。

こうした議論のなかでミュラーが2つの点で文化・芸術的な側面を強調していることは興味深い。

第1に、中世での貴族・市民両身分自体がそれぞれの精神と文化を有する存在として把握されている。両者のそれぞれには「ミネジンガーの貴族的ポエジーと、マイスターゼンガーの——まったく異なった様相の——市民的ポエジー」が備わっており、「中世でのあの詩人としての騎士の心情にも、詩人としての市民の心情にもあるように、国家の理念においては、ポエジーと政治的共同体とが互いに非常に折り合い良くやっていくのである」(I, 320)。騎士という人格においては、武勇のみならず礼儀正しさと貴婦人への奉仕の精神すなわちミネジンガーの詩的な礼節が備わっているものであり、政治面で領主としての騎士・貴族が父権を振りかざした独裁者となることなど、本来ありえなかった。また市民も職人の宗教的・日常的な心情を自作の詩でもって歌い上げるマイスターゼンガー(マイスタージンガーと同じ)として、物的な生産・流通活動のみならず芸術的な感性と宗教的な倫理を有していたのである。ミュラーはその典型としてハンス・ザックス(1494～1576年)——あのR. ヴァークナーが楽劇化した歴史上の靴職人——を挙げているが、それ以外にも市民の文化としてメディチ家やフッガー家の芸術擁護ならびにホルバイン(父ハンス1465頃～1524年、同名の息子1497/8～1543年)やアルブレヒト・デューラー(1471～1528年)の名を挙げている(vgl. I, 319)。すなわち、中世での貴族と市民はそれぞれの精神・文化・倫理を有する人格として「自由」なのであって、その限りではそれぞれの活動は——市民でさえ——それなりに穏当なのであった。なお付言するなら、この文脈で挙げられた文化期・文化人はルネッサンス期に属するので、ミュラーの言う「中世」には、我々の言う近世(15・16世紀ルネッサンスから市民革命生成頃)の初期を含んでいることが分かる。

第2に、そうしたミュラーの国家把握そのものが芸術作品と重なり合うことである。彼は「中世における貴族と第3身分については、ゲーテがアントニオとタッソーの間の敵対関係について言っていることがあてはまる」(I, 318)

として、同時代人 J.W.v. ゲーテ (1749～1832 年) の戯曲『トルクヴァート・タッソー』(1790 年) での、経験に基づいて国事を冷静かつ着実に処理するタイプの貴族アントニオと、情緒不安定で利他的ともいえるが創造性豊かな詩人タッソーとの対立の構図に、自らの貴族・市民の対抗関係の把握をなぞらえている。この点については別の機会に述べたのでここでは詳述しないけれども²⁹⁾、以上の第 1 の点と第 2 の点を合わせて考えると、また当時すでに „Kunst“ という語が「芸術」の意味でも使われ始めていたことからしても、ミュラーの名著『国家学綱要 Die Elemente der Staatskunst』は『国家芸術の諸要素』と訳すことも可能なのである³⁰⁾。

さて、彼の描く中世の貴族身分・市民身分について見てきたが、第 1 身分としての聖職者身分についても知っておく必要がある。第 16 講ではその記述が乏しいので、ひとつ戻って第 15 講「世俗の立法に対する教会の立法の関係について」を見てみよう。

ミュラーは「そのように聖職者は第 1 身分として他のふたつの身分の上に立つのであり、言い換えれば、その両身分を仲介する構成要素なのである」と言って、それが第 1 身分・第 2 身分の均衡に貢献することを強調している。それは主に精神的な側面での作用であるが、同時に教会自体がもつ「教理典範の基礎としての団体的な corporativ 所有物」でもって経済的な作用をも及ぼす。それは第 1・第 2 身分のうち劣勢にある側を援助すること、またそうした身分内部における「見栄えのしない最も貧しい生活 [を営む者] を絶えず社会へ、またその極めて高いところへと再配列すること」であり、教会はこれらを通じて、国家・社会のすべての成員が「一定の倫理的な同等性とキリスト教的な相

29) 原田 2007a、433-440 頁参照。

30) 原田 2007a、426-427、437-438 頁参照。「国家学綱要」と訳しうる根拠もそこに示しておいたが、もともと筆者がその訳を選んだのは高島 1941、439 頁に拠っている。なお H.v. クライストがミュラー『フリードリヒ 2 世』から貴族・市民の両極性を学びとってその影響を示す戯曲『公子フリードリヒ・フォン・ホムブルク』(1811 年) を書いたと考えられることについては、原田 2002、第 4 章参照。このように、ゲーテからミュラーを経てクライストに至る、人文学→社会科学→人文学という流れで貴族・市民の対抗関係について当時——新たな市民の勃興がどれだけ認められるかという焦眉の問題が念頭に置かれて——論じられていたことは、学際的な交流のあった思想圏という点で、またその問題がそれほど重大であったということからも、興味深い。

互性の精神」に照らして「公正」な地位に置かれているように努めるのである。「なんらかの抑制されている要素——とはいえ国家にとって不可欠な要素——が秤の上で不安定に揺れているならそこに効果的な重りを載せること、しかも国民の側にもそうするが主権者の側にもそうすること、貴族のためにもそうするが市民層のためにもそうすること […]、これら手助けのために駆けつけることを可能にするために」(I, 287-288) 聖職者・教会は存在するのである³¹⁾。

ミュラーによれば「それ [キリスト教] が我々に教えたのは、何が自由であるかということ、すなわち自由は他の人々の隣人的自由を通してのみ、交互的自由のなかでのみ存在し、現れることができるということである」(I, 292)。このように、国家・社会における身分間において、とりわけ身分内の弱い構成部分を補助することによって、それぞれが対抗要素との間で互いに「自由」を行使しあえる公正な競争のための条件を整えることが聖職者身分の役割であり、それは「隣人的自由」の交互性と解されるキリスト教の隣人愛観念に基づくものなのである。このように考えると、聖職者身分自体も「自由の3つの大いなる基本的形姿」のひとつとして「自由」を体現するとはいえ、その自由とは——国家全体においては——他の2身分の自由が均衡するために補助することが内容なのであるから、またミュラーによれば2身分の活性化によって主権者の権力は抑制されるのだから、全体として主要な事柄はやはり貴族身分と市民身分との間の均衡なのである。

では、第16講に戻ろう。そのような貴族と市民が——言い換えるなら農業と商工業が——双方とも経済的・精神的な内実をもちつつ対抗し合いバランスがとれるのが中世であったが、ところが市民における新たな生産様式はそのバランスを大きく壊してしまうのである。

「[中世では] 特定の同業者組合に属していた親方・職人・徒弟は、それ自体でひとつの道徳的な人格をなしていたのであり、周知のように単なる仕立屋・肉屋・靴屋といったものではなく、詩人であり、学者であり、あらゆる点で芸術家でもあった。彼らは、美しい芸術作品を [単なる] 手

31) ここではその具体的な施策が示されていないが、貧民に対する施しが言われていることは確かであろう。

作業製品から高慢にも区別するようなことは——それはアレクサンドリア時代と我々の素人時代とに特有の現象なのだが——まずなかった。彼らにとって、あらゆる作品においてぞんざいな仕事が最も憎むべきものであった。つまり、普通の手作業製品においても生き生きとした精神があったのであり、それは今日でもなお誇り高いツフト・イヌクスの慣習があるところでは見られる精神である。個々の同業者組合はどれも、都市にとって不可欠で崇高な奉仕をしているということで、自分たち自身を重要で誇り高く思っていた。」(I, 311-312)

「ツフト制度に注意を払うことなく構築される我々の時代のマニファクチュアにおける分業は、生産のおそるべき拡大に役立っている。誰もがアダム・スミスの例を知っている。労働者は、ひとりて全工程をこなすのであれば、最高の勤勉さでもって1日に最多で20本のピンを作るものである。10人が互いに工程を個々の作業に分割したなら、毎日およそ4800本を仕上げる。したがって、生産はその分割によって約2400倍に拡大する。しかし、国家出納長のような人であればこの数字に幻惑されるだろうが、その仕事の〔旧来の〕市民的な意味や共同体への関係は——それらは各人が名人となって全体に向かっていたツフト制度によって保持されていたが——いったいどこに残されているのか！ ツフト制度による作業場を、近代的なマニファクチュアと比較したまえ […], 古い作業場では、親方が、働く職人という第2の身分と、そして補助作業を担って運び回る徒弟という「第3身分」との心からの結び付きをもっているが、新しいマニファクチュアでは、それに代わって企業家はその頂点で、冷酷に、計算づくで、純粹の収入を求めて立っているのだ。[...] マニファクチュア企業家はまるで皇帝のように、機械のような賃労働者という絶対的な「第3身」の上に立つ。そして、そうした死んだ制度を彼らは自由と呼ぶのだ。私はそう呼ばないが。」(I, 312-313)

マニファクチュア的生産の問題点はふたつある。第1に、作業場での生産様式からして、その構成員としての市民は精神・文化・倫理を兼ね備えた人格ではないという問題である。かつてのツフトの工房では、またミュラーの時

代にも「ツフト・イヌクスの慣習」が残っているところでは、親方・職人・徒弟が精神的に結び付き、各人が詩人・学者・芸術家の要素をもち——あるいはそうなるように修行にはげみ——製品も芸術作品と云うるものであったから、階層制度も教育的な下から上へと上昇する可能性のともなった教育的な関係であった。しかし、マニファクチュアでは「企業家」は単なる数量的な「純粹の収入」を求めて賃労働者を働かせるだけなので、労働者は低賃金で機械的な単純労働をくり返すだけの存在となり、精神・文化・倫理を兼ね備えた人格として上昇するようなことは前提とされていない。また企業家も「純粹の収入」の増大だけが目的なのだから、同じく精神的な成熟は問題外である。第 2 に、農業・商工業のバランスについていえば、そのようなマニファクチュアは生産量の恐るべき増大をとまなうから、それでなくても「利那の非国民的誘惑」によって貴族・農業を圧迫しやすい市民が、その生産力によって圧倒的な優位に立ってしてしまうことである。両身分のバランスは崩れて、貴族・農業の側はもはや決定的な劣勢に立たされて、対重としての「自由」を担えなくなってしまう。ローマ的立法に由来する厳格な私有の觀念が普及する状況のなかで、市民がこのような生産方式を武器としてもつとなると、フランス革命とプロイセン改革で見られた農業における状況と相まって、もはや社会・国家全体を精神・文化のない「利那」的な数量的・計算的な利潤追求が席卷することになるであろう。

ここで注意しなければならないことは、ミュラーはスミスのマニファクチュア論については批判するのであるが、もう一方のスミスの原理である多様な諸要素の自由な競合を通じての均衡的調和という理念すなわち「自然的自由のシステム」についてはむしろ——世代繼承的な観点からそれを變形させつつも——繼承していると彼自身考えている、ということである³²⁾。というのはこうである。新たな状況はもはや、第 7 講で言われた「両派の均衡」による「公

32) そのような意味で、筆者は、戦前のハンス・フライヤーによる「この [スミスの] 経済的連関の体系概念が、今やロマン主義者の精神において、無時間的に妥当する機械的均衡から、歴史なしには考えられない有機的全体へと姿を変える」(Freyer 1921, S. 43) という指摘や、高島善哉の「スミスを [ミュラーが] 一方的にすてつゝ顧みないのではなく、却ってスミスの分析をロマン主義の社会国家観のなかへ消化しようとしてゐるものとみることもできるのである。こ

正さ」の保たれたそれぞれの「自由」(I, 135-136)の行使というスミスの理想状態ではないから、認めることはできない、と彼は考えた。競争を通じての均衡・調和がスミスの主要な原理だと捉えるミュラーのスミス解釈からすれば、マニファクチュアの生産様式の展開を手放して賛美することはできないのである。だから彼は、後続の第27講「市民の租税は精神的な国民資本の利子であること」において、「アダム・スミスが我々の時代の大きいなる学派〔保守主義の思想家たち〕を知っていたとすれば、その偉大な人物、卓越した学者〔スミス〕が国家学をドイツ的な観点から考察しえたとすれば、彼がドイツの労働とドイツの生命との恐るべき分割とを見て、知っていたとすれば、彼自身にすべてが明らかになったであろう。彼はまず自分の著作の革命的で平等主義的な方向を毛嫌いしたであろうし、パークのような神的な離反者〔時代思潮に背を向けた者〕となったであろう」(II, 57)とまで言うのである。

このことの意味を深めるために、後の作品『貨幣新論の試み——大ブリテンに着目して』(1816年)を少し見ておきたい。

ミュラーは、スミス批判者の「私を、人々は次のように非難することができるかもしれない。すなわち、アダム・スミスの自由競争原理もたしかにそうした球体構造へと至るし、そして、この著述家〔スミス〕もたしかに、人々が経済的諸対象に対して互いに自らそれら自体で均衡を形成することを許すべきことを要求しているし、また政府が決して勝手気ままに恣意的に経済活動に対してある種の軌道を〔…〕指図すべきではないことを要求している、という非難である」³³⁾と言いながら、その非難を全く否定しない。それどころか、スミスの提唱した「競争・自由・市場」をミュラーなり味付けしつつ、次のように言うのである。

「実際のところ競争・自由・市場こそ真の価値を規定し、すべての個々の生産と生活享受を単に促進するのみならず可能にもするのであり、ま

れはドイツ精神の深さを示す」(高島 1941、349頁)という指摘が示唆に富むと考える。他方、これまでの最大のミュラー研究者 J. バクサは、多数の詳細な研究を遺しているとはいえ、ミュラーのスミスや近代思想に対する態度を批判的なものであったと一面的に決めつける点において、皮相である(原田 2002、88-89頁、127頁、注 52 参照)。

33) Müller 1816, S. 130-131.

た国家の運営総体に公正で球面的な形態を与えるものである。ただし〔私の言う〕競争とは、この刹那の欲求・生産物だけでなく、不滅の国家家族全体という永久の欲求・生産物も競争するのである。また自由とは、子孫の自由も存続しうるものであり、すなわち単に同時代人の自由によってのみならず、先祖の約束事や欲求によっても制約し合うような自由である。そして市場とは、分割され孤立させられた〔…〕労働者の勤労による刹那的な生産物——そんなものは今ちょうど手に触れているだけのものなのだが——のみならず、過去の遺産の総体——すなわち威力・信用・英知・その他あらゆるそうした見えない財貨や欲求〔…〕——が現れるものである³⁴⁾。

すなわち、競合する自由がフェアに相互対抗するためには、「刹那の欲求・生産物」のみが尊重されるのは不公正であり、「先祖」や「子孫」の自由も同様に尊ばなければならない。「政府が決して勝手気ままに恣意的に経済活動に対してある種の軌道を」押し付けてはならない。すなわち、いわゆる農民解放や「営業の自由」の導入そしてそれによる旧来の制度・文化・倫理の破壊などが「上から」強制的になされてはならないことが主張されているのであって、本稿の冒頭で示したミュラーのプロイセン改革批判はこのような意味で理解することができるのである。ここで言われている「球面構造」「公正で球面的な形態」とは、ミュラーが初期の作品『対立論』（1804年）以来ピラミッド型よりも優れているとした、いわば、頂点のないラウンドテーブルを三次元に立体化した構想であり、あらゆる関係の2側面において——上下関係と見なされる関係でさえ——球の中心から対照に両ベクトルがバランスのとれている状態を言っている³⁵⁾。そして、スミスがそうであったようにミュラーにも「自然法」³⁶⁾の観念があり、神が定めた穏当な「自由」同士の競合であれば必ず調和へと至るという確信があった。ただし、その場合の自然法は近代的なそれではなく、トマス・アクィナス的なそれであることを忘れてはならない³⁷⁾。

34) Müller 1816, S. 134.

35) 原田 2002、第 2 章参照。

36) Müller 1819, S. 189.

37) 原田 2002、235-250、277-288 頁参照。

むすび——世代間倫理の課題に後ろから向かい合ったミュラー

a. 当時におけるミュラーの意味

以上のようにミュラーは旧来の農・商工業を存続させることによって、国家総体が一世代的な計算的理性と絶対的所有の極大化の観念とでもって染まってしまう事態に反対した。このことは、単なる構想のファンタジーではなかった。貴族を中心とした農業とツンフト制度とをできるかぎり維持すべしとするミュラーの主張は現実性を帯びていたものであった。というのも、すでに述べたとおり、プロイセン改革期の端緒段階として当時いわゆる農民解放問題がまだいくつかの方向へと進む可能性をもっていたからである。また 1810～11 年の「営業の自由」は導入後も非現実的で一時的な措置と見なされるほど、ツンフト制度の存在はなお一般的だった。それはむしろ営業税による税収を増やすことを狙ったものであって、現実には近代的な産業への転換への内的必然性が熟していない状況でのものであったから、導入後の 1814 年にベルリンの製パン手工業者は現実にはそぐわぬ「営業の自由」は一時的な措置としていずれ廃棄されるのではないかと考えていたし、実際 1845 年に至ってプロイセン政府はツンフト制度を部分的に再導入したほどなのである³⁸⁾。ミュラーが「それは今日でもなお誇り高いツンフト・イヌクの習慣があるところでは見られる」(I, 311) と言ったのもそうした状況を念頭に置いてのことであった。ミュラーによる伝統的諸制度の継承の主張は、当時の状況においては非現実的なアナクロニズムどころか、まさに「現実的であり歴史的であった」³⁹⁾。

さらに留意すべきことは、「我々の世界部分 [ヨーロッパ] におけるどの国も同じ事柄についての共通の運命から逃れることはできない」⁴⁰⁾ として、マニフアクチュア的な近代的生産様式が伸張して旧来の共同体的諸関係が崩れていく事態がもはや趨勢となっていること自体をミュラーは否定しなかったことであり、またそれらが破壊されれば同様の共同体的・互助的な役割を果たす

38) Vgl. Klein, E. 1965, S. 15-16, 100-126; Mieck 1965, S. 207-224; 末川 1966, 183-187 頁。また vgl. Langner 1975, S. 48-52; 原田 2002, 342-344 頁。

39) 水田 1969, 34 頁。本稿、注 17 参照。

40) Müller 1818, S. 130.

信用制度を新たに創設すべきことを『貨幣新論の試み』（1816 年）や「貯蓄銀行の設立について」（1816 年）において提案していることである⁴¹⁾。つまり、ミュラーにとって重要なことは、伝統的諸関係の単純な継承ではなく、共同体的・精神的な社会・経済・国家の関係がいつの世にあっても——ローマ法的な観念の弊害を是正・緩和するために——存在することなのである。彼の企図は、旧来の貴族・ツンフト親方を近代的な農業・産業経営者へと転化させて物的な富を蓄えさせていくことでもなければ、彼らを過去のままに継承していくことだけに留まるのでもなく、そもそも一世代的な計算的理性による物的な利益極大化が国家総体に蔓延することをいかに防ぎうるか・緩和できるかを追求することにあつた。

このことを考えるうえで、ミュラーが身分論で述べた、文化・精神を有する人格としての個人という観念についても熟考する必要がある。それは中世に発し近世での文化の覚醒を経ていくなかで彫琢されてきたある種の近代的な人間観であつて、単純に前近代的な観念であるとはいえない。歴史家 F. マイネッケ（1862～54 年）は、「個人主義的な自由活動の時期」が近代的な国民思想の形成に先だつて存在したが、その際「近代的な個人主義」は ①「民主的な方向をとって万人の同権を獲得しようと努力した」「民主的個人主義」と、②「精神的な意味での貴族的感覚をもち、最善のものを解放し高めようと努めた」「貴族的個人主義」とに分かれていたのであり、両方とも国民形成に貢献したと述べるとともに、しかもこの後者を「ロマン主義的・保守的な」⁴²⁾ 分枝とも言い換えて、そうした性格を有する思想家として W.v. フムボルト、ノヴァーリス、F. シュレーゲル、フィヒテ、ミュラー、ヘーゲルなどを挙げて考察している⁴³⁾。

41) 原田 2002、第 7 章参照。

42) Meinecke 1907, S. 16, 25; 矢田訳、10、20 頁。Vgl. Meinecke 1907, S. 218-220; 矢田訳、267-269 頁。

43) ドイツ観念のフィヒテ、ヘーゲルと、ドイツ・ロマン主義のノヴァーリス、F. シュレーゲル、ミュラーなどとの区別については、なお慎重に検討すべき課題である。さしあたり国家・経済論においては、観念論のフィヒテ、ヘーゲルよりもロマン主義のミュラーの方が保守的であるが、それゆえ伝統・世代間継承という性格が強いと言える (vgl. Harada 1989, とりわけ S. 160-167)。

今日では民主主義的個人主義のみを個人主義と捉えられることが多いが、そこから貴族的民主主義を区別して捉えることの意味はどうであろうか。マイネッケは言う。前者すなわち「民主主義的で合理主義的な個人主義」の場合「ひとつひとつの個体は社会・国家・国民の原子 Atom」と見なされるが、後者すなわち「貴族的で歴史的な個人主義」の場合は「個性的なものは一般に社会的・政治的・国民的な生活の多様な諸形態において」捉えられる。民主主義的個人主義では「万人の同権」が要請され、貴族的民主主義では「そこでの各人の特殊な機能」⁴⁴⁾が要請されるのである。個体・個物が同権の原子と見なされる民主的個人主義は、単位化による数量的な計測・計算に通ずるのであり、合理的・計算的な近代を担いうることになるが、貴族的個人主義においては計算主義・数量主義はなじまず、時間的経過のともなった社会的・共同体的な関係性における個性的な役割が重視され、数量化しえない精神・文化やそれを有する生命の躍動といった事柄がより多く視野に取められうる。

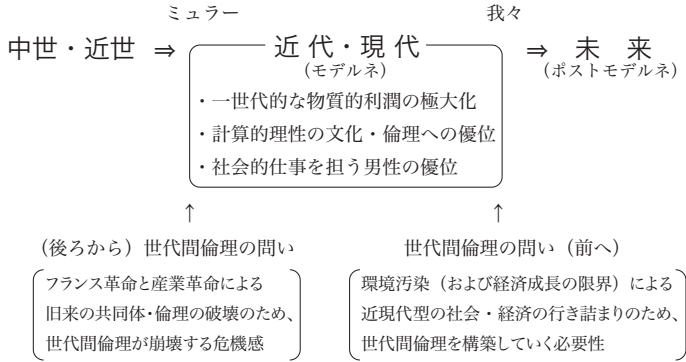
そのような観点にあったからこそミュラーは、フランス革命と産業革命の波が押し寄せつつあった19世紀初頭のドイツにおいて、計算的理性による一世代的な物的・金銭的利害の極大化が社会・国家の総体を覆ってしまうことを危惧して、それを阻止すべく、現実にその対重となる世代間継承の担い手を勇気づけて、自らもそのために発言し、また政府に反対して言論の自由を叫ぶことができたのである。

b. 現代におけるミュラーの意味

今日においては、ミュラーの主張した貴族やツンフトの維持をそのまま叫ぶとすれば、それはアナクロティズムにちがいない。そうではなくて、現代に生きる我々がミュラーから傾聴するに値するのは、一世代のためだけの計算的理性による利潤・私有物の極大化という観念とその制度とが社会・国家の全面を覆い尽くそうとする事態に対して粘り強く反対する彼の姿勢であり、またそれへの対重となる勢力の「自由」の行使を提唱し、そのために言論の自由を要請

44) Meinecke 1907, S. 220; 矢田訳、269頁。

〈ミュラーと我々の立ち位置〉



する姿勢であろう⁴⁵⁾。

図は、ミュラーと我々の立ち位置を示すものである。計算的理性が文化・倫理に対して優位を占めるなかで、社会的仕事を担う男性が中心となって一世代的な物質的利潤の極大化を追求していく、といった近代・現代の問題性に対して、ミュラーと我々はいずれもそれに対峙する位置にある。ミュラーの場合は「後ろから」つまり近現代の開始時点でそれまでの——しかしなお存在していた——共同体的な制度・観念を基準にしたのであり、他方、我々は近現代を乗り越えて未来に進むため、現実にある諸要素をなかでもオールターナティブな動きを手がかりに「前へ」と模索している、という違いがあるとしてもである⁴⁶⁾。しかもその動機においても、ミュラーの場合はフランス革命と産業革命による旧来の共同体・倫理の破壊と「ローマ的」な絶対可処分所有観念の

45) ミュラーの世代間継承的な経済論から「現在のスタグフレーションと環境危機」を考える示唆を得ようとする姿勢は、Klein, A. J. 1983, S. XIX で示されている。ただし、これはミュラーの経済論集の編者序文にすぎず、十分な分析がなされているとはいえない。筆者は A.J. クラインの他の著作を知らない。ついでに、18 世紀後半のドイツ経済思想では、世代継承的な経済論をもつ経済学者としてアドルフ・ヴァークナーがいることを記しておきたい。Vgl. Wagner 1876, S. 197-213; 木村 2000, 462-470 頁。

46) 加藤尚武が現代の環境倫理なかでも世代間倫理を論ずる際に「封建倫理は単に古い世代の支配だというのは、近代主義者の偏見であって、封建倫理は未来世代のための倫理でもあったのだ」(加藤 1991, 32 頁) と述べるのは、示唆に富む。

蔓延というインパクトに直面して、崩壊に晒されている世代間倫理を維持することが問題となったのに対して、我々の場合は、深刻な環境汚染という決定的な問題と、そうまでして利潤極大化を追求しても経済成長には限界があるという閉塞状況に直面するなかで、環境汚染の克服のため世代間倫理が模索されている。

思想史研究としては、当時の状況のなかでその思想を明らかにすることが第一の課題であって、むやみやたらに現代から切り刻むなら思想が偏向した形で理解される危険性があり、筆者もその点には十分に注意を払う必要があると考えるものである。しかしながら、時代的な相違を踏まえたうえでなお近代・現代の世代間倫理欠損状態への対処という双方に共通する課題からして、ミュラーの思想から現在の我々が示唆を得ることはないだろうか。今日の世代間倫理をめぐる議論において重視されているハンス・ヨナスの『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み』（1979年）を見るなかで、若干の考察を加えたい。

ヨナスによれば、世代間倫理のためには「相互性 Reziprozität に基づく」権利・義務関係という近現代的な観念は役に立たない。というのも、「私の義務は別の人の権利であり、その人の権利は、私自身の権利と同じものである」という観念に基づいた、いわば条件づけられた相互的なやり取りは、存在している者同士でしかなしえず、「存在していない者は権利要求をしない」から、存在していない人々のための世代間倫理はそれに頼ることはできないからである。つまり「そうした [求められる倫理学の] 責任原理は、権利という理念にまったくこだわってはならないし、相互性という理念にまったくこだわってならない」。そこで、ヨナスが提唱するのは相互的でない次のような義務である。「ところで、もとから相互的でない責任・義務として、しかも自発的に承認・実践されているケースが（しかもそれを見る者を感動させるケースが）これまでの道徳にも、すでにひとつ存在している。」それは「自分が生んだ子供に対する」責任・義務である。子供には「見返り」を期待しないので「責任は無条件のものである」し、その行為は「唯一の、自然によって与えられた完全に無私の行為」である。このように言って、ヨナスは子供への責任を範として「自立して

いない後継者への関係」が「責任という考え方の起源」であり、しかもそうした「すべての責任ある行為の原型」は「ある種の原理からの演繹など必要とせず、[...] 自然によって強く植え付けられている」⁴⁷⁾として、アプリアリなものとしての責任原理を確認しつつ、これを環境問題に対処する新たな世代間倫理へと彫琢していくべきことを説くのである⁴⁸⁾。

ヨナスの論理は、近現代の相互的な条件付きの利益関係のやり取りの思想ではもはや世代間継承問題に対処できないことを確認している点で、重要である。しかし他方、その論理のなかにヨナスの弱点が潜んではいないだろうか。すなわち、「相互性」そのものを脇に追いやってしまうがために、現実での環境保護・世代間倫理の側からの発言・示威としての押し返しとそのまた反作用といった関係が直接には見えづらい傾向がないだろうか。もちろん、その主張・行動が単なる交換条件の摺り合わせといったものであってはならない。しかし、そのような意味ではなく、現実の場において、「存在しない者」の利益が同時に自分の利益にも通ずる現存者たちが核となって主張すること、その発言・示威を環境破壊の側に対して「対重」として据えて行くことが、必要であろう。それは物的な利益の供与・互酬ではなく、物的な要求も含めつつ論理・感情・観念を「自由」に表明することである。近現代型の物質生産・流通が圧倒するかのよう存在するまっただなかで、それを様々な表現様式でもって行うのである。そのような対抗関係として、すなわち押し返す「対重」をかける場として相互性の意味内容を捉え直す・転換する必要があるのであって、相互性そのものを考察から除外してはならないであろう。このことこそ、ミュラーがスミスの「競争・自由・市場」を不在世代の側からの物的・精神的な「自由」の行使という要素を入れ込んで捉え直したことに相応するのではなかろうか。

「存在しない者」の利益が同時に自分の利益にも通ずる現存者たち、と書いたが、ミュラーの時代にはそれは貴族であり、ツンフトの親方であった。そしてそれを代弁し、言論の自由を唱えたのがミュラーであった。では、現代ではそれは何にあたるのであろうか。例えば、こういうことではなかろうか。石油

47) Jonas 1979, S. 84-85, 加藤訳、69-70 頁。

48) 加藤 2000、400、406 頁参照。

コンビナートによる公害の被害をもちに受けた四日市市磯津地区の漁師野田之一は、かつて臭い魚の原因が工場排水にあることに憤り、自ら喘息を患いながら仲間とともに原告として大企業を訴えて、吉田克己（当時三重県立医科大学助教授）による調査・分析にも助けられて、勝訴した。とはいえ、公害問題の深刻さを引き続き訴えるべく、老いた現在も漁を営みつつ語り部として体験を話し続けている⁴⁹⁾。また、原発事故による被害を被った福島県の母親たちは集会で子供たちのことを憂い反原発を叫んだのであり、それをクローズアップする上野千鶴子（東京大学名誉教授）は、森崎和江の女性史研究とも関連させて、男性の陥りやすい「一代主義」を批判し、「未来世代との連帯」ということばで呼んでいるものを、彼女はもっと早くにさりと言つてのけた。「一代主義」に対する批判は女だけのものではない⁵⁰⁾と述べる。これらは例にすぎないし、またこのようなセンセーショナルなものでなくても、その他、農業を含む TPP への参加に対して農業関係者から疑義が呈されることも含まれるであろうし、またそれはごく日常的な生活での世代間継承に通ずる単純な行為（例えば、健康への配慮から遺伝子組み換え農産物を警戒する生活者としての選択など）であつてもよいであろう。そうした世代間倫理を訴え・表現し・行為する現実の様々な勢力が自己表現すること、それを言う「自由」を促進する立場に知識人が専門を生かしつつ貢献すること、それが現代においてミュラーの見地に相応するものではないだろうか。

ミュラーが『国家学綱要』で「男性の力は——その側においては——より多く刹那に向けられるのであるが、同じ形で衰えることなく持続を指向している女性の影響によってバランスがとられた。というのも、やはり雌という性は全体として継続のために存在するからである」(I, 104. 本稿注 21 参照) と言うように、わが国においても現実問題に直面して女性の側から世代間倫理が叫ばれていることは、注目に値するのである。「自由の真の叫びは、死者たちを呼び覚ますものでなければならぬし、それが響き渡るなら、生まれ来る者たちが暗い胎内にいながらも心躍らせるようなものでなければならぬ」(I, 152-153)

49) 四日市大学・四日市学研究会 2008、7-40 頁；四日市市 2009、参照。

50) 上野 2013。また日本放送協会 2013、参照。

とミュラーは言ったが、これから生まれてくる福島の子供たちにもそうでなければならなかったのである。水俣病において胎児性の子供たちがいたことも、そうしたミュラーの訴えに鑑みると、悲しい出来事である。またとりわけわが国においては、原子力発電への反対を自由に言えなかった状況のなかであのような大規模な原発事故を阻止できなかったという苦い経験をもってしまったのであって⁵¹⁾、その意味では、本稿の冒頭で示したミュラーによる言論の自由の主張、つまり「国民の全体性を、すなわち国民の現在と未来を […] しっかりと視野に取めている」統治能力——現在から未来へと至る世代間継承を担う能力——を為政者がもつためには言論の自由が必要不可欠であるという彼の議論は、別の立ち位置にある我々も聞き流すわけにはいかないのである。

東日本大震災 2 周年の日、2013 年 3 月 11 日に本稿を脱稿する。

文献・資料

〈欧語文献〉

Burke, E. [1790]: *Reflections on the Revolution in France, and on the Proceeding in Certain Societies in London Relative to that Event*, London; F. Gentz 訳: *Betrachtungen über die französische Revolution*, 2 Theile, Berlin 1793; 水田洋訳『フランス革命についての省察』、水田責任編集『バーク、マルサス』(=『世界の名著』34)、中央公論社、1969 年。

Freyer, H. [1921]: *Die Bewertung der Wirtschaft im philosophischen Denken des 19. Jahrhunderts*, Leipzig.

Harada, T. [1989]: *Politische Ökonomie des Idealismus und der Romantik: Korporatismus von Fichte, Müller und Hegel*, Berlin.

—— [2004]: *Adam Müllers Staats- und Wirtschaftslehre*, Marburg.

Jonas, H. [1979]: *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation* (1979), 2. Aufl., Frankfurt a.M. 1992; 加藤尚武監訳『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂、2000 年。

Klein, A.J. [1983]: Einleitung, Zu: Adam Müller: *Nationalökonomische Schriften*, hrsg. v. Klein, Lörrach 1983.

51) 原田 2013 参照。

- Klein, E. [1965]: *Von der Reform zur Restauration: Finanzpolitik und Reformgesetzgebung des preußischen Staatskanzlers Karl August von Hardenberg*, Berlin.
- Kraus, Ch.J. [1810-11]: *Staatswirtschaft*, hrsg. v. H.v. Auerswald, 5 Theile, Königsberg.
- Langner, A. [1975]: Zur konservativen Position in der politisch-ökonomischen Entwicklung Deutschlands vor 1848, In: Langner (Hrsg.): *Katholizismus, konservative Kapitalismuskritik und Frühsozialismus bis 1850*, München, Paderborn u.a.
- [1988]: *Adam Müller 1779-1829*, hrsg. u. erläutert. v. A. Langner (= *Quellentexte zur Geschichte des Katholizismus*, Bd. 3), Paderborn, München u.a.
- Meinecke, F. [1907]: *Weltbürgertum und Nationalstaat* (1907), Als: H. Herzfeld (Hrsg.): *Friedrich Meinecke Werke*, 9. Aufl., Berlin 1969; 矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家——ドイツ国民国家発生の研究』I, 岩波書店、1968年。
- Mieck, I. [1965]: *Preußische Gewerbepolitik in Berlin 1806-1844: Staatshilfe und Privatinitiative zwischen Merkantilismus und Liberalismus*, Berlin.
- Montesquieu, C.L.d.S. [1748]: *De l'Esprit des Lois* (1748), Dans: *Mostesquieu: Oeuvre completes* (= *Bibliothèque de la pléiade*), II, établie et annoté par R. Caillois, 1951; 野田良之・稲本洋之助他訳『法の精神』全3冊、岩波書店、1989年。
- Müller, A.H. [1809]: *Die Elemente der Staatskunst: Oeffentliche Vorlesungen, Sr. Durchlaucht dem Prinzen Bernhard von Sachsen-Weimar und einer Versammlung von Staatsmännern und Diplomaten, im Winter von 1808 auf 1809, zu Drenden, gehalten* (Berlin 1809), Neuausg. hrsg. v. J. Baxa (= *Die Herdflamme*, Bd. 1), Wien 1922, 2 Halbbde. (2分冊をそれぞれ I, II と記す).
- [1810a]: Ueber Christian Jakob Kraus, In: *Berliner Abendblätter*, 11. Bl., 12. Okt. 1810 (Nachdruck, Darmstadt 1982).
- [1810b]: *Ueber König Friedrich II und die Natur, Würde und Bestimmung der Preussischen Monarchie: Oeffentliche Vorlesungen, gehalten zu Berlin im Winter 1810*, Berlin.
- [1810c]: Vom Nationalcredit, In: *Berliner Abendblätter*, 41. Bl., 16. Nov. 1810 (Nachdruck, Darmstadt 1982).

- [1812]: *Agronomische Briefe* (1812), In: Adam Müller: *Ausgewählte Abhandlungen*, hrsg. v. J. Baxa, 2. Aufl. (= *Die Herdflamme*, Bd. 19), Jena 1931.
- [1816]: *Versuche einer neuen Theorie des Geldes mit besonderer Rücksicht auf Großbritannien* (1816), Neuausg. hrsg. v. H. Lieser (= *Die Herdflamme*, Bd. 2), Wien 1922.
- [1818]: Über die Errichtung der Sparbanken (1809), In: Adam Müller: *Ausgewählte Abhandlungen*, hrsg. v. J. Baxa, 2. Aufl. (= *Die Herdflamme*, Bd. 19), Jena 1931.
- [1819]: *Von der Notwendigkeit einer theologischen Grundlage der gesamten Staatswissenschaften und der Staatswirtschaft insbesondere* (1819), In: Adam Müller: *Schriften zur Staatsphilosophie*, hrsg. v. R. Kohler, München 1923.
- Sembdner, H. [1982]: Nachwort, Zu: *Berliner Abendblätter* (1810-11), hrsg. v. H.v. Kleist, Nachwort und Quellenregister von Helmut Sembdner, Darmstadt.
- Smith, A. [1776]: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, II, Oxford 1976; 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』全 4 冊、岩波書店、2000-01 年。
- Treue, W. [1951]: Adam Smith in Deutschland: Zum Problem des „Politischen Professors“ zwischen 1776 und 1810, In: W. Conze (Hrsg.): *Deutschland und Europa: Historische Studien zur Völker- und Staatenordnung des Abendlandes*, Düsseldorf.
- Wagner, A. [1876]: *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre: Mit Benutzung von Rau's Grundsätzen der Volkswirtschaftslehre* (= *Lehrbuch der politischen Oekonomie*, von K.H. Rau, vollständig neu gearb. v. A. Wagner u. E. Nasse), Leipzig u. Heidelberg. Faksimile-Ausgabe, Düsseldorf 1991.

〈日本語文献〉

- 生越利昭 [2009]: 書評「中澤信彦著『イギリス保守主義の政治経済学——パークとマルサス』」、関西大学『経済論集』第 59 巻第 2 号。
- 加藤尚武 [1991]: 『環境倫理学のすすめ』(= 『丸善ライブラリー』032) 丸善株式会社。
- [2000]: 「訳者による解説」、H. ヨナス (加藤尚武監訳) 『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂、2000 年。

- 河野健二（編）[1989]：『資料 フランス革命』岩波書店。
- 木村周市朗 [2000]：『ドイツ福祉国家思想史』未来社。
- [2007]：「バーダーの近代社会批判——団体的自由論と「プロレテール」問題」、伊坂青司・原田哲史編『ドイツ・ロマン主義研究』御茶の水書房。
- 佐藤恵三 [1994]：「クライストの生涯——この謎多き男」、佐藤訳『クライスト全集』第2巻、沖積社。
- 末川清 [1996]：『近代ドイツの形成——「特有の道」の起点』晃洋書房。
- 高島善哉 [1941]：『経済社会学の根本問題——経済社会学者としてのスミスとリスト』（1941年）復刻版 1991年。
- 中澤信彦 [2009]：『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス』ミネルヴァ書房。
- 原田哲史 [2002]：『アダム・ミュラー研究』ミネルヴァ書房。
- [2007a]：「アダム・ミュラーにおける „Staatskunst“ の構想——当時の国家・経済学の概念規定と、ゲーテ『タッソー』への言及との関連で」、伊坂青司・原田編『ドイツ・ロマン主義研究』御茶の水書房。
- [2007b]：「ドイツ・ロマン主義の人文的側面と経済・国家的側面との連接」、伊坂青司・原田編『ドイツ・ロマン主義研究』御茶の水書房。
- [2009]：「ドイツ古典派、ロマン主義、F. リスト」、田村信一・原田編『ドイツ経済思想史』八千代出版。
- [2013]：「「ムラ社会」日本の損失」、『Econo Forum 21』vol. 19、関西学院大学経済学部。
- 福迫佑治 [1978]：『クライスト——その生涯と作品』三修社。
- 水田洋 [1969]：「イギリス保守主義の意義」（ただし、日本におけるバークとマルサスに関する部分は永井義雄による）、水田洋責任編集『バーク、マルサス』（＝『世界の名著』34）中央公論社、1969年。後に『中公バックス 世界の名著』41として再刊、1980年。また、手直しのうえ水田 1976に第3章「バークとマルサス」として所収。
- [1976]：『近代思想の展開』新評論。
- 村上淳一 [1979]：『近代法の形成』岩波書店。
- 四日市大学・四日市学研究会（編）[2008]：『四日市公害を語る——野田之一氏と澤井余志郎氏へのインタビュー』（＝『四日市学講座』No.2）四日市大学・四日市学研究会。

〈その他の媒体による資料〉

- 上野千鶴子 [2013]：[ウェブサイト]『「女の本」を読みなおす』、
<http://www.shueisha-int.co.jp/ueno/?p=22> 2013年3月現在

日本放送協会 [2013] : [テレビ番組] 『女たちは解放をめざす——平塚らいてうと市川房枝』 (=『日本人は何を考えてきたのか』第 12 回)、NHK、2013 年 1 月 27 日放映。

四日市市 [2009] : [DVD] 「証言・四日市公害の記録」、企画-四日市市、制作-毎日映画社。